



徳島県報

発行者 徳島県

発行所 徳島県監察局
法制文書課

定期第606号 令和5年7月7日発行

目次

は県例規集登載

【規則】

番号	表題	担当課名
34	知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則	人事課

【訓令】

番号	表題	担当課名
9	徳島県副知事の担当事務に関する規程	人事課
10	徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令	同

【公布された条例等のあらまし】

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則（規則第二十四号）

一 知事の職務を代理する副知事の順序を定めることとした。

二 この規則は、公布の日から施行することとした。

徳島県規則第三十四号

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則を次のように定める。

令和五年七月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

知事の職務を代理する副知事の順序を定める規則

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第五百二十二条第一項の規定により知事の職務を代理する副知事の順序は、次のとおりとする。

第一順位 副知事 志田敏郎

第二順位 副知事 伊藤大輔

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 センター等
各 総合県民局

徳島県副知事の担任意務に関する規程を次のように定める。

令和五年七月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県副知事の担任意務に関する規程

(趣旨)

第一条 この規程は、副知事の担任意務に関し必要な事項を定めるものとする。

(担任意務)

第二条 副知事の担任意務は、次のとおりとする。

- 一 副知事志田敏郎の担任意務
- イ 県政の総括に関すること。
- ロ 政策創造部、経営戦略部、未来創生文化部及び監察局に関すること。
- ハ 総合県民局に関すること。
- ニ 企業局に関すること。
- ホ 選挙管理委員会、人事委員会、監査委員及び公安委員会との連絡調整に関すること。
- ヘ その他知事が指定する事項に関すること。

二 副知事伊藤大輔の担任意務

- イ 保健福祉部、商工労働観光部、農林水産部及び出納局に関すること。
- ロ 病院局に関すること。
- ハ 教育委員会、労働委員会、海区漁業調整委員会及び内水面漁場管理委員会との連絡調整に関すること。
- ニ その他知事が指定する事項に関すること。

(事故時等の取扱い)

第三条 副知事のいずれかに事故があるとき、又は副知事のいずれかが欠けたときは、その担任意務は、他の副知事が担任する。

(雑則)

第四条 この規程に定めるもののほか、副知事の担任意務に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この訓令は、令和五年七月七日から施行する。

徳島県訓令第10号

庁 中 一 般
東 部 各 局
各 セ ン タ ー 等
各 総 合 県 民 局
徳島県教育委員会事務局
徳島県人事委員会事務局
徳島県 監 査 事 務 局
徳島県労働委員会事務局
徳島県収用委員会事務局
徳 島 県 警 察 本 部
徳島県議会事務局

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和五年七月七日

徳島県知事 後藤田 正 純

徳島県事務決裁規程の一部を改正する訓令

徳島県事務決裁規程（昭和四十二年徳島県訓令第百六十号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「係る事案」の下に「のうち、副知事が担任する事務に係るもの」を加え、「（次に掲げる事案にあつては、全ての副知事）」を削り、同項各号を削る。

第十九条の表知事の事務部局の知事の項中「にあつては政策監（同条第二項各号に掲げる）」を「（副知事が担任する事務に係るものを除く。）にあつては政策監（担任する副知事が二人である事務に係る）」に、「同条第二項各号に掲げるもの」を「副知事が担任する事務に係るもの」に改める。

附 則

この訓令は、令和五年七月七日から施行する。